

2-3 その他の災害・特別な事例について

(例1) 広域大規模災害

- ➡ 広域災害、大規模災害においては初期の段階で被災地中心に入って活動するのは、マイナス効果をもたらす場合がある。自己完結できる範囲から活動をしていくことが望ましい。
- ➡ 広域災害や大規模災害においては、活動主体が複数できることが考えられる。状況に応じて副部長が担当箇所を受け持ち、統括コーディネーターが一元化し部長が監督する。

(例2) 全曹総会などで被災した場合。

- ➡ 災害復興支援部関係者ならびに各曹青会評議員など多数が被災したときは、全曹青における活動指示系統、情報収集期間などを別組織に一時移譲することを検討する。
 - ※ 代理を担う隣接管区、スーパーバイザー、パートナーなどが中心となって組織する。

(例3) 伝染病災害

- ➡ 基本的には自治体や国の指導による住民行動を優先する。活動をする各曹青などがあれば、外出、移動の安全となるまでは、金銭的等の支援などに限る。活動は個人個人の置かれた環境を最優先する。
- ➡ 決裁権者（部長、副部長、統括コーディネーター）の3名以上発症のときは災害復興支援部の活動休止と全曹青の活動も休止する。（活動に消極なだけでなく、被害を増やさないため）
 - ※ 必要となるボランティア例（外出できない人の買い物代行、社会機能不全の補完）

(例4) テロや人災による大規模被害

- ➡ 安全確保を第一優先とする。どのような活動が可能かなどの情報を収集し「般若」等で提供（提案）する。
 - ※ 必要となるボランティア例（テロ・事故＝法要や行茶を通じた精神ケア、重油流出＝吸着マットなどでのクリーン活動）

(例5) 災害の複数発生や隔離地域での災害

- ➡ 複数の災害や台風などのように同時期に離れた地域での災害については、管区理事・各曹青会・パートナー・スーパーバイザーと検討する。活動を始める場所があれば、災害復興支援部は可能な支援を行う。

作成者 宮下俊哉